

労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（抄）について  
（女性労働基準規則の一部改正案について）

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

## 1 背景

### （1）現行規定

女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物を発散する場所における業務）について、労働基準法等により、妊産婦以外の女性の就業も禁止している。

### （2）本年4月の女性労働基準規則の改正

有害物を発散する場所における業務について、

- ① 労働安全衛生法令により局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務づけられ、管理濃度が設定されている物質のうち、
- ② 厚生労働省のGHS分類で生殖毒性が区分1若しくは授乳影響あり、又は生殖細胞変異原性が区分1に該当する25物質を発散する場所で行う次の業務について、全ての女性の就業を禁止した。

- ・ 送気マスク等の着用が義務づけられている業務
- ・ 労働安全衛生法令に基づき第三管理区分とされた屋内作業場における業務

なお、母性保護に係る専門家会合報告書（平成23年12月）において、新たな知見に基づき、労働安全衛生法令への追加又はGHS分類において生殖毒性等の区分の変更等が行われた物質については、改めて上記要件に照らし、合致するものは女性就業禁止業務の対象物質へ追加等する必要があるとされた。

### （3）労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令案等について

- ① 労働安全衛生法令の対象物質としてインジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物が追加されることとなった。
- ② また、エチレンオキシド等について、船倉等の燻蒸作業における濃度測定業務等において送気マスク等の使用が義務づけられることとなった。

## 2 改正の内容

次の業務を女性の就業を禁止する業務に追加する。

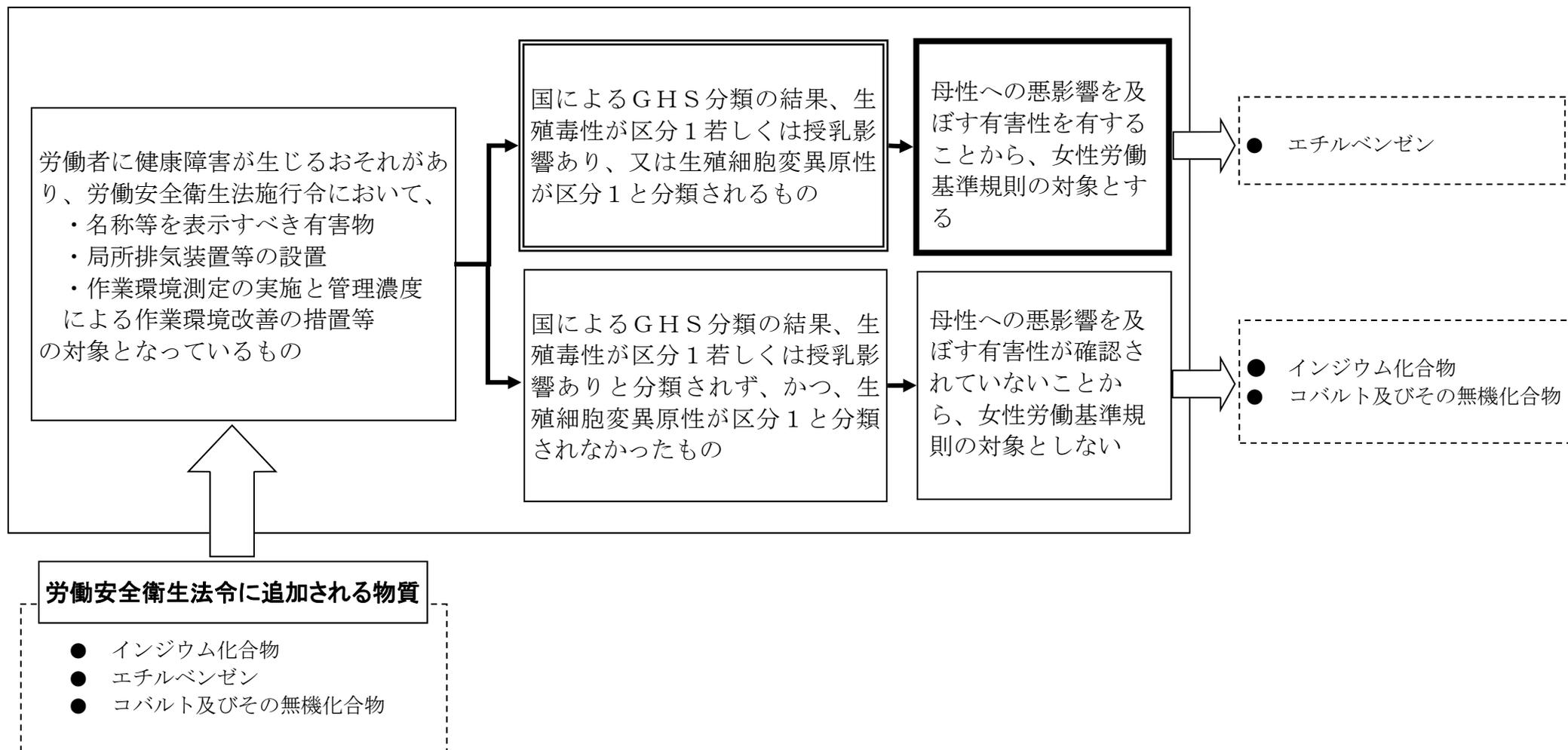
- ・ 上記1（2）②に該当するエチルベンゼンについて、①第3管理区分に区分された屋内作業場における業務及び②エチルベンゼン塗装業務であって送気マスク等を使用する必要がある業務
- ・ 既に女性労働基準規則の対象となっているエチレンオキシドに係る濃度測定業務等であって送気マスク等を使用する必要がある業務

## 3 これまでの経緯及び今後の予定

平成24年5月28日～6月26日	パブリックコメントの募集 (女性労働基準規則に係る意見なし)
9月5日	公聴会の開催
9月12日	労働政策審議会（雇用均等分科会）（諮問）
10月1日	一部改正省令公布（予定）
平成25年1月1日	一部改正省令施行（予定）

## 女性労働基準規則の対象とする物質について

### <母性保護に係る専門家会合報告書(平成23年12月)における考え方>



(※) GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや化学物質等安全データシート(MSDS)に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS)が国連勧告として発出された。

労働安全衛生法令に追加される物質に係るGHS分類結果(生殖毒性等に関するもの)

(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

	労働安全衛生法令に追加される物質	生殖細胞変異原性に係るGHS分類	生殖毒性に係るGHS分類
1	インジウム化合物	—	—
	(リン化インジウム)	分類できない	分類できない
	(酸化インジウム)	分類できない	分類できない
	(インジウムすず酸化物)	分類できない	分類できない
2	エチルベンゼン	区分外	区分1B
3	コバルト及びその無機化合物	—	—
	(コバルト)	分類できない	区分2
	(シアン化コバルトカリウム)	分類できない	分類できない
	(塩化コバルト(Ⅱ))	区分2	区分2
	(塩素酸コバルト)	分類できない	分類できない
	(酸化コバルト(Ⅱ))	分類できない	分類できない
(硝酸コバルト(Ⅱ)六水和物)	分類できない	分類できない	
参考	エチレンオキシド	区分1B	区分1B

(注) 生殖細胞変異原性

区分1A : ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

区分1B : ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質

区分2 : ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

生殖毒性

区分1A : 人に対して生殖毒性があることが知られている物質

区分1B : 人に対して生殖毒性があると考えられる物質

区分2 : 人に対する生殖毒性が疑われる物質

区分外 : ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合 (注) 当該危険有害性がないことが確認された

分類できない : 分類に必要なデータが入手できない、またはデータが不十分な場合

## 【参照条文】

○女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）※平成24年10月1日施行後  
（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一～十七 （略）

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ペータープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

（1）特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ （略）

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N—ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを発散する場所 次に掲げる業務

（1）有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業務（同令第二条第一項の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

十九～二十四 （略）

2 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

○特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一～六 （略）

七 倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ハ （略）

ニ 倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所にとびら等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八 天幕燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ 燻蒸に用いる天幕は、臭化メチル等の漏えいを防止するため、網、ロープ等で確実に固定し、かつ、当該天幕の裾を土砂等で押えること。

ロ～ニ （略）

九 （略）

十 はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ホ （略）

ヘ 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ （略）

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるとときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

（略）

（略）

2 （略）